

事 務 連 絡
令和2年9月30日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の
一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生
主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長宛て連絡するとともに、別添団体各位に協力を依
頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますよ
うお願いいたします。

(別添)

公益社団法人	日本医師会	御中
公益社団法人	日本歯科医師会	御中
公益社団法人	日本薬剤師会	御中
一般社団法人	日本病院会	御中
公益社団法人	全日本病院協会	御中
公益社団法人	日本精神科病院協会	御中
一般社団法人	日本医療法人協会	御中
一般社団法人	日本社会医療法人協議会	御中
公益社団法人	全国自治体病院協議会	御中
一般社団法人	日本慢性期医療協会	御中
一般社団法人	日本私立医科大学協会	御中
一般社団法人	日本私立歯科大学協会	御中
一般社団法人	日本病院薬剤師会	御中
公益社団法人	日本看護協会	御中
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	御中
公益財団法人	日本訪問看護財団	御中
独立行政法人	国立病院機構本部	御中
独立行政法人	国立がん研究センター	御中
独立行政法人	国立循環器病研究センター	御中
独立行政法人	国立精神・神経医療研究センター	御中
独立行政法人	国立国際医療研究センター	御中
独立行政法人	国立成育医療研究センター	御中
独立行政法人	国立長寿医療研究センター	御中
独立行政法人	地域医療機能推進機構本部	御中
独立行政法人	労働者健康安全機構本部	御中
健康保険組合連合会		御中
全国健康保険協会		御中
公益社団法人	国民健康保険中央会	御中
社会保険診療報酬支払基金		御中
財務省主計局給与共済課		御中
文部科学省高等教育局医学教育課		御中
文部科学省高等教育局私学行政課		御中
総務省自治行政局公務員部福利課		御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室		御中
警察庁長官官房給与厚生課		御中
防衛省人事教育局		御中
労働基準局労災管理課		御中
労働基準局補償課		御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合		御中

保医発 0930 第 2 号
令和 2 年 9 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官

（公 印 省 略）

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について

今般、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 340 号）が公布され、令和 2 年 10 月 1 日から適用されることに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和2年3月5日保医発 0305 第2号)

1 第4の1の表2を次のように改める。

第4 経過措置等

表2 施設基準の改正により、令和2年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、令和2年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

医師事務作業補助体制加算（許可病床が全て一般病床である保険医療機関を除く。）

認知症ケア加算3（令和2年3月31日において、現に「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前の診療報酬の算定方法（以下「旧算定方法」という。）別表第一区分番号A247に掲げる認知症ケア加算2に係る届出を行っている保険医療機関であって、令和2年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）

精神科急性期医師配置加算2のイ及びロ（令和2年3月31日において、現に旧算定方法別表第一区分番号A249に掲げる精神科急性期医師配置加算に係る届出を行っている保険医療機関であって、令和2年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料7、地域一般入院基本料を除く。）（令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）

療養病棟入院基本料（当該入院料の施設基準における「中心静脈注射用カテーテルに係る院内感染対策のための指針を策定していること。」及び「適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。」について既に届け出ている保険医療機関を除く。）（令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）

療養病棟入院基本料（許可病床数が200床未満の保険医療機関に限る。）（データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。）（令和2年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）、専門病院入院基本料（13対1入院基本料を除く。）、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟若しくは回復期リハビリテーション病棟入院料5若しくは6を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であり、データ提出加算に係る届出を行う事が困難であることについて正当な理由があるものを除く。）（令和4年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）

結核病棟入院基本料（7対1入院基本料に限る。）（令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）

特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）（7対1入院基本料に限る。）（令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）

特定機能病院入院基本料の注5に掲げる看護必要度加算（令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）

専門病院入院基本料（7対1入院基本料に限る。）（令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）

専門病院入院基本料の注 3 に掲げる看護必要度加算（令和 3 年 4 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

総合入院体制加算（令和 3 年 4 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

救急医療管理加算

急性期看護補助体制加算（急性期一般入院料 7 又は 10 対 1 入院基本料に限る。）（令和 3 年 4 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

看護職員夜間配置加算（急性期一般入院料 7 又は 10 対 1 入院基本料に限る。）（令和 3 年 4 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

看護補助加算 1（地域一般入院料 1 若しくは地域一般入院料 2 を算定する病棟又は 13 対 1 入院基本料に限る。）（令和 3 年 4 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

入退院支援加算 3（「入退院支援及び 5 年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有し、小児患者の在宅移行に係る適切な研修を修了した専任の看護師」の規定を満たすことにより令和 3 年 4 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

回復期リハビリテーション病棟入院料 1（管理栄養士の配置に係る規定に限る。）（令和 3 年 4 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

回復期リハビリテーション病棟入院料 1 又は 3（リハビリテーションの実績の指数に係る規定に限る。）（令和 3 年 4 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

回復期リハビリテーション病棟入院料（許可病床数が 200 床未満の医療機関に限る。）（データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。）（令和 2 年 3 月 31 日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）、専門病院入院基本料（13 対 1 入院基本料を除く。）、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 から 4 若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、療養病棟入院料 1 若しくは 2 を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注 11 に係る届出を行っている病棟若しくは回復期リハビリテーション病棟入院料 5 若しくは 6 を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において 200 床未満であり、データ提出加算に係る届出を行う事が困難であることについて正当な理由があるものを除く。）（令和 4 年 4 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

地域包括ケア病棟入院料（当該病棟における入院患者に占める、当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合に係る規定（許可病床数 400 床以上の病院に限る。）及び適切な意思決定支援に関する指針に係る規定に限る。）（令和 2 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

地域包括ケア入院医療管理料（適切な意思決定支援に関する指針に係る規定に限る。）（令和 2 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

地域包括ケア病棟入院料（当該病棟における入院患者に占める、当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合に係る規定（許可病床数 400 床以上の病院に限る。）及び適切な意思決定支援に関する指針に係る規定を除く。）（令和 3 年 4 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

地域包括ケア入院医療管理料（適切な意思決定支援に関する指針に係る規定を除く。）（令和 3 年 4 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

特定一般病棟入院料の注 7（適切な意思決定支援に関する指針に係る規定に限る。）（令和 2 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

特定一般病棟入院料の注 7（適切な意思決定支援に関する指針に係る規定を除く。）（令和 3 年 4 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

2 別添 2 の第 2 の 4 の 2（9）、4 の 7（6）及び第 5 の 1（2）を次のように改める。

第 2 病院の入院基本料等に関する施設基準

4 の 2 急性期一般入院基本料、7 対 1 入院基本料、10 対 1 入院基本料及び地域一般入院基本料（地域一般入院料 1 に限る。）に係る重症度、医療・看護必要度については、次の点に留意する。

（9）旧算定方法別表第一区分番号「A 1 0 0」急性期一般入院基本料（急性期一般入院料 7 を除く。）及び 7 対 1 入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）の経過措置については、令和 2 年 3 月 31 日において、現に急性期一般入院基本料（急性期一般入院料 7 を除く。）及び 7 対 1 入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）に係る届出を行っている病棟であって、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前（令和 2 年度改定前）の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす病棟については、令和 3 年 3 月 31 日までは令和 2 年度改定後の別表 2 又は 3 の重症度、医療・看護必要度の基準をそれぞれ満たすものとみなすものであること。また、令和 2 年 3 月 31 日時点で急性期一般入院料 7、地域一般入院料 1、特定機能病院入院基本料の 7 対 1 入院基本料（結核病棟に限る。）若しくは 10 対 1 入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料の 10 対 1 入院基本料の届出を行っている病棟にあつては、令和 2 年 9 月 30 日までの間に限り、令和 2 年度改定前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 30 年 3 月 5 日保医発第 0305 第 2 号）の別添 6 の別紙 7 の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。

4 の 7 看護必要度加算及び一般病棟看護必要度評価加算を算定する病棟については、次の点に留意する。

（6）看護必要度加算の経過措置について、令和 2 年 3 月 31 日において、現に看護必要度加算 1、2 又は 3 を算定するものにあつては、令和 3 年 3 月 31 日まではそれぞれ令和 2 年度改定後の看護必要度加算 1、2 若しくは 3 の基準を満たすものとみなすものであること。

第 5 入院基本料の届出に関する事項

1 病院の入院基本料の施設基準に係る届出について

（2）令和 3 年 4 月 1 日以降において、急性期一般入院料 2 から 6 までの届出を行うに当たっては、現に急性期一般入院基本料を届け出ている病棟であつて、重症度、医療・看護必要度に係る基準以外の施設基準を満たしている場合に限り、（1）の規定にかかわらず、様式 10 のみを用いて届け出れば足りることとする。

3 別添3の第1の4、第4の3の10、第4の4の5、第7の1（7）を次のように改める。

第1 総合入院体制加算

4 総合入院体制加算について、令和2年3月31日において、現に当該加算の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和3年3月31日までの間、令和2年度改定後の総合入院体制加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。

第4の3 急性期看護補助体制加算

10 急性期看護補助体制加算について、令和2年3月31日において、現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあっては、令和3年3月31日までの間は、令和2年度改定後の急性期看護補助体制加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。

第4の4 看護職員夜間配置加算

5 看護職員夜間配置加算について、令和2年3月31日において現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあっては、令和3年3月31日までの間、令和2年度改定後の看護職員夜間配置加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。

第7 看護補助加算

1 看護補助加算に関する施設基準

（7）看護補助加算1について、令和2年3月31日において現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあっては、令和3年3月31日までの間は、令和2年度改定後の看護補助加算1の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。

4 別添4の第20の1の(5)を次のように改める。

第20 特定一般病棟入院料

1 特定一般病棟入院料の施設基準等

(5) 特定一般病棟入院料(地域包括ケア1)の施設基準等

ケ 当該入院料を算定するものとして届け出ている病室に、直近3月において入院している全ての患者の状態について、別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票におけるモニタリング及び処置等の項目(A項目)及び手術等の医学的状況の項目(C項目)を用いて測定し、その結果、当該病棟又は当該病室へ入院する患者全体に占める基準を満たす患者(別添6の別紙7による評価の結果、看護必要度評価票A項目の得点が1点以上の患者又はC項目の得点が1点以上の患者をいう。)の割合が重症度、医療・看護必要度Ⅰで1割4分以上又は重症度、医療・看護必要度Ⅱで1割1分以上であること。ただし、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者に対して短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った場合(基本診療料の施設基準等第十の三(3)及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料2又は3に係る要件を満たす場合に限る。)は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者(同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。)は、対象から除外する。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票の記入(別添6の別紙7の別表1に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目は除く。)は、院内研修を受けたものが行うものであること。また、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添7の様式10を用いて届け出る必要があること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは切替月のみとし、切替月の10日までに届け出ること。令和2年3月31日において、現に当該入院料の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和3年3月31日までの間、令和2年度改定後の当該入院料の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。

(別添 参考)

○「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発 0305 第2号)の一部改正について

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
第4 経過措置等 1 (略) 表1 (略) 表2 施設基準の改正により、令和2年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、令和2年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの (略) 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料7、地域一般入院基本料を除く。) (令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) (略) 結核病棟入院基本料(7対1入院基本料に限る。)(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(7対1入院基本料に限る。) (令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 特定機能病院入院基本料の注5に掲げる看護必要度加算(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 専門病院入院基本料(7対1入院基本料に限る。)(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 専門病院入院基本料の注3に掲げる看護必要度加算(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 総合入院体制加算(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) (略) 急性期看護補助体制加算(急性期一般入院料7又は10対1入院基本料に限る。)(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 看護職員夜間配置加算(急性期一般入院料7又は10対1入院基本料に限る。)(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 看護補助加算1(地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2を算定する病棟又は13対1入院基本料に限る。)(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) (略) 回復期リハビリテーション病棟入院料1又は3(リハビリテーションの実	第4 経過措置等 1 (略) 表1 (略) 表2 施設基準の改正により、令和2年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、令和2年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの (略) 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料7、地域一般入院基本料を除く。) (急性期一般入院料1、2、3、5及び6については令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合、急性期一般入院料4については令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) (略) 結核病棟入院基本料(7対1入院基本料に限る。)(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(7対1入院基本料に限る。) (令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 特定機能病院入院基本料の注5に掲げる看護必要度加算(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 専門病院入院基本料(7対1入院基本料に限る。)(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 専門病院入院基本料の注3に掲げる看護必要度加算(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 総合入院体制加算(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) (略) 急性期看護補助体制加算(急性期一般入院料7又は10対1入院基本料に限る。)(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 看護職員夜間配置加算(急性期一般入院料7又は10対1入院基本料に限る。)(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 看護補助加算1(地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2を算定する病棟又は13対1入院基本料に限る。)(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) (略) 回復期リハビリテーション病棟入院料1又は3(リハビリテーションの実

績の指数に係る規定に限る。)(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) (略) 地域包括ケア病棟入院料(当該病棟における入院患者に占める、当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合に係る規定(許可病床数400床以上の病院に限る。))及び適切な意思決定支援に関する指針に係る規定に限る。)(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 地域包括ケア入院医療管理料(適切な意思決定支援に関する指針に係る規定に限る。)(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 地域包括ケア病棟入院料(当該病棟における入院患者に占める、当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合に係る規定(許可病床数400床以上の病院に限る。))及び適切な意思決定支援に関する指針に係る規定を除く。)(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 地域包括ケア入院医療管理料(適切な意思決定支援に関する指針に係る規定を除く。)(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 特定一般病棟入院料の注7(適切な意思決定支援に関する指針に係る規定に限る。)(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 特定一般病棟入院料の注7(適切な意思決定支援に関する指針に係る規定を除く。)(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 表3(略) 2(略)	績の指数に係る規定に限る。)(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) (略) 地域包括ケア病棟入院料(入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。)(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 地域包括ケア入院医療管理料(入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。)(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 地域包括ケア病棟入院料(入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定に限る。)(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 地域包括ケア入院医療管理料(入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定に限る。)(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 特定一般病棟入院料の注7(入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。)(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 特定一般病棟入院料の注7(入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定に限る。)(令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 表3(略) 2(略)
---	--

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 2 入院基本料等の施設基準等 第 1 (略) 第 2 病院の入院基本料等に関する施設基準 病院である保険医療機関の入院基本料等に関する施設基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、下記のとおりとする。 1 ～ 4 (略) 4 の 2 急性期一般入院基本料、7 対 1 入院基本料、10 対 1 入院基本料及び地域一般入院基本料（地域一般入院料 1 に限る。）に係る重症度、医療・看護必要度については、次の点に留意する。 (1) ～ (8) (略) (9) 旧算定方法別表第一区分番号「A 1 0 0」急性期一般入院基本料（急性期一般入院料 7 を除く。）及び 7 対 1 入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）の経過措置については、令和 2 年 3 月 31 日において、現に急性期一般入院基本料（急性期一般入院料 7 を除く。）及び 7 対 1 入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）に係る届出を行っている病棟であって、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前（令和 2 年度改定前）の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす病棟については、<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>までは令和 2 年度改定後の別表 2 又は 3 の重症度、医療・看護必要度の基準をそれぞれ満たすものとみなすものであること。また、令和 2 年 3 月 31 日時点で急性期一般入院料 7、地域一般入院料 1、特定機能病院入院基本料の 7 対 1 入院基本料（結核病棟に限る。）若しくは 10 対 1 入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料の 10 対 1 入院基本料の届出を行っている病棟にあつては、令和 2 年 9 月 30 日 までの間に限り、令和 2 年度改定前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 30 年 3 月 5 日保医発第 0305 第 2 号）の別添 6 の別紙 7 の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I 又は II に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	別添 2 入院基本料等の施設基準等 第 1 (略) 第 2 病院の入院基本料等に関する施設基準 病院である保険医療機関の入院基本料等に関する施設基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、下記のとおりとする。 1 ～ 4 (略) 4 の 2 急性期一般入院基本料、7 対 1 入院基本料、10 対 1 入院基本料及び地域一般入院基本料（地域一般入院料 1 に限る。）に係る重症度、医療・看護必要度については、次の点に留意する。 (1) ～ (8) (略) (9) 旧算定方法別表第一区分番号「A 1 0 0」急性期一般入院基本料（急性期一般入院料 4 及び 7 を除く。）及び 7 対 1 入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）の経過措置については、令和 2 年 3 月 31 日において、現に急性期一般入院基本料（急性期一般入院料 4 及び 7 を除く。）及び 7 対 1 入院基本料（結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）に係る届出を行っている病棟であって、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前（令和 2 年度改定前）の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす病棟については、令和 2 年 9 月 30 日までは令和 2 年度改定後の別表 2 又は 3 の重症度、医療・看護必要度の基準をそれぞれ満たすものとみなすものであること。なお、急性期一般入院料 4 の経過措置については、令和 2 年 3 月 31 日において、現に急性期一般入院料 4 に係る届出を行っている病棟であって、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前（令和 2 年度改定前）の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす病棟については、令和 3 年 3 月 31 日までは令和 2 年度改定後の別表 2 又は 3 の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。また、令和 2 年 3 月 31 日時点で急性期一般入院料 7、地域一般入院料 1、特定機能病院入院基本料の 7 対 1 入院基本料（結核病棟に限る。）若しくは 10 対 1 入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料の 10 対 1 入院基本料の届出を行っている病棟にあつては、令和 2 年 9 月 30 日までの間に限り、令和 2 年度改定前の「基本診療料の施設基準等及びその届出

4の3～4の6（略） 4の7 看護必要度加算及び一般病棟看護必要度評価加算を算定する病棟については、次の点に留意する。 （1）～（5）（略） （6） 看護必要度加算の経過措置について、令和2年3月31日において、現に看護必要度加算1、2又は3を算定するものにあつては、<u>令和3年3月31日</u>まではそれぞれ令和2年度改定後の看護必要度加算1、2若しくは3の基準を満たすものとみなすものであること。 （7）（略） 4の8～18（略） 第5 入院基本料の届出に関する事項 1 病院の入院基本料の施設基準に係る届出について （1）（略） （2） <u>令和3年4月1日</u>以降において、急性期一般入院料2から6までの届出を行うに当たっては、現に急性期一般入院基本料を届け出ている病棟であつて、重症度、医療・看護必要度に係る基準以外の施設基準を満たしている場合に限り、（1）の規定にかかわらず、様式10のみを用いて届け出れば足りることとする。 （3）～（5）（略）	に関する手続きの取扱いについて」(平成30年3月5日保医発第0305第2号)の別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。 4の3～4の6（略） 4の7 看護必要度加算及び一般病棟看護必要度評価加算を算定する病棟については、次の点に留意する。 （1）～（5）（略） （6） 看護必要度加算の経過措置について、令和2年3月31日において、現に看護必要度加算1、2又は3を算定するものにあつては、令和2年9月30日まではそれぞれ令和2年度改定後の看護必要度加算1、2若しくは3の基準を満たすものとみなすものであること。 （7）（略） 4の8～18（略） 第5 入院基本料の届出に関する事項 1 病院の入院基本料の施設基準に係る届出について （1）（略） （2） 令和2年10月1日以降において、急性期一般入院料2から6までの届出を行うに当たっては、現に急性期一般入院基本料を届け出ている病棟であつて、重症度、医療・看護必要度に係る基準以外の施設基準を満たしている場合に限り、（1）の規定にかかわらず、様式10のみを用いて届け出れば足りることとする。 （3）～（5）（略）
---	--

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 3 入院基本料等加算の施設基準等 入院基本料等加算に関する基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、下記のとおりとする。なお、病棟単位で届出を行う入院基本料等加算を算定する病棟が複数ある場合であっても、それぞれの病棟において当該入院基本料等加算の施設基準の要件を満たすことが必要であること。 第 1 総合入院体制加算 1～3 (略) 4 総合入院体制加算について、令和 2 年 3 月 31 日において、現に当該加算の届出を行っている保険医療機関にあっては、<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>までの間、令和 2 年度改定後の総合入院体制加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。 5～6 (略) 第 4 の 3 急性期看護補助体制加算 1～9 (略) 10 急性期看護補助体制加算について、令和 2 年 3 月 31 日において、現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあっては、<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>までの間は、令和 2 年度改定後の急性期看護補助体制加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。 11 (略) 第 4 の 4 看護職員夜間配置加算 1～4 (略) 5 看護職員夜間配置加算について、令和 2 年 3 月 31 日において現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあっては、<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>までの間、令和 2 年度改定後の看護職員夜間配置加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。 6 (略) 第 7 看護補助加算 1 看護補助加算に関する施設基準 (1)～(6) (略) (7) 看護補助加算 1 について、令和 2 年 3 月 31 日において現に当該加	別添 3 入院基本料等加算の施設基準等 入院基本料等加算に関する基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、下記のとおりとする。なお、病棟単位で届出を行う入院基本料等加算を算定する病棟が複数ある場合であっても、それぞれの病棟において当該入院基本料等加算の施設基準の要件を満たすことが必要であること。 第 1 総合入院体制加算 1～3 (略) 4 総合入院体制加算について、令和 2 年 3 月 31 日において、現に当該加算の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和 2 年 9 月 30 日までの間、令和 2 年度改定後の総合入院体制加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。 5～6 (略) 第 4 の 3 急性期看護補助体制加算 1～9 (略) 10 急性期看護補助体制加算について、令和 2 年 3 月 31 日において、現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあっては、令和 2 年 9 月 30 日までの間は、令和 2 年度改定後の急性期看護補助体制加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。 11 (略) 第 4 の 4 看護職員夜間配置加算 1～4 (略) 5 看護職員夜間配置加算について、令和 2 年 3 月 31 日において現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあっては、令和 2 年 9 月 30 日までの間、令和 2 年度改定後の看護職員夜間配置加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。 6 (略) 第 7 看護補助加算 1 看護補助加算に関する施設基準 (1)～(6) (略) (7) 看護補助加算 1 について、令和 2 年 3 月 31 日において現に当該加

算に係る届出を行っている保険医療機関にあつては、 <u>令和3年3月31日</u> までの間は、令和2年度改定後の看護補助加算1の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。 2～4（略）	算に係る届出を行っている保険医療機関にあつては、令和2年9月30日までの間は、令和2年度改定後の看護補助加算1の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。 2～4（略）
--	---

改 正 後	改 正 前
別添 4 特定入院料の施設基準等 第 20 特定一般病棟入院料 1 特定一般病棟入院料の施設基準等 (1)～(4) (略) (5) 特定一般病棟入院料(地域包括ケア 1) の施設基準等 ア～ク (略) ケ 当該入院料を算定するものとして届け出ている病室に、直近 3 月において入院している全ての患者の状態について、別添 6 の別紙 7 の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票におけるモニタリング及び処置等の項目(A 項目)及び手術等の医学的状況の項目(C 項目)を用いて測定し、その結果、当該病棟又は当該病室へ入院する患者全体に占める基準を満たす患者(別添 6 の別紙 7 による評価の結果、看護必要度評価票 A 項目の得点が 1 点以上の患者又は C 項目の得点が 1 点以上の患者をいう。)の割合が重症度、医療・看護必要度Ⅰで 1 割 4 分以上又は重症度、医療・看護必要度Ⅱで 1 割 1 分以上であること。ただし、産科患者、15 歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者に対して短期滞在手術等基本料 2 又は 3 の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った場合(基本診療料の施設基準等第十の三(3)及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料 2 又は 3 に係る要件を満たす場合に限る。)は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者(同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。)は、対象から除外する。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票の記入(別添 6 の別紙 7 の別表 1 に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 A・C 項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目は除く。)は、院内研修を受けたものが行うものであること。また、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添 7 の様式 10 を用いて届け出ることがあること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは切替月のみとし、切替月の 10 日までに届け出ること。令和 2 年 3 月 31 日において、現に当該入院料の届出を行っている保険医療機関にあっては、<u>令和 3 年 3 月 31 日までの間</u>、令和 2 年度改定後の	別添 4 特定入院料の施設基準等 第 20 特定一般病棟入院料 1 特定一般病棟入院料の施設基準等 (1)～(4) (略) (5) 特定一般病棟入院料(地域包括ケア 1) の施設基準等 ア～ク (略) ケ 当該入院料を算定するものとして届け出ている病室に、直近 3 月において入院している全ての患者の状態について、別添 6 の別紙 7 の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票におけるモニタリング及び処置等の項目(A 項目)及び手術等の医学的状況の項目(C 項目)を用いて測定し、その結果、当該病棟又は当該病室へ入院する患者全体に占める基準を満たす患者(別添 6 の別紙 7 による評価の結果、看護必要度評価票 A 項目の得点が 1 点以上の患者又は C 項目の得点が 1 点以上の患者をいう。)の割合が重症度、医療・看護必要度Ⅰで 1 割 4 分以上又は重症度、医療・看護必要度Ⅱで 1 割 1 分以上であること。ただし、産科患者、15 歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者に対して短期滞在手術等基本料 2 又は 3 の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った場合(基本診療料の施設基準等第十の三(3)及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料 2 又は 3 に係る要件を満たす場合に限る。)は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者(同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。)は、対象から除外する。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票の記入(別添 6 の別紙 7 の別表 1 に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 A・C 項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目は除く。)は、院内研修を受けたものが行うものであること。また、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添 7 の様式 10 を用いて届け出ることがあること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは切替月のみとし、切替月の 10 日までに届け出ること。令和 2 年 3 月 31 日において、現に当該入院料の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和 2 年 9 月 30 日までの間、令和 2 年度改定後の

当該入院料の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。 コ～ツ（略） （６）～（８）（略） ２（略）	当該入院料の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。 コ～ツ（略） （６）～（８）（略） ２（略）
---	---